

大津町における宿泊税の導入について(報告)(案)

目次

第1 はじめに.....	2
1 大津町における新たな行政需要.....	2
2 検討委員会の設置.....	2
3 検討の内容.....	2
第2 大津町の現状.....	3
1 大津町の情勢.....	3
(1)大津町における社会的変化.....	3
(2)大津町の人口動態.....	3
(3)大津町の財政状況について.....	4
2 大津町観光の現状.....	4
(1)大津町の観光に係る計画.....	4
(2)「現代の宿場町」としての大津町の目指すべき姿.....	4
第3 財源の検討.....	5
1 財源の比較検討.....	5
2 論点の整理.....	5
第4 宿泊税の使途について.....	7
第5 宿泊税の課税要件等について.....	8
1 課税客体、課税標準及び納税義務者.....	8
2 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限.....	8
3 税率(税額)、免税点.....	9
4 課税免除.....	10
5 課税期間(見直し期間).....	11
6 特別徴収交付金等.....	12
7 入湯税.....	14
8 課税要件等についての基本的な考え方(一覧).....	15
第6 まとめ.....	16
第7 (参考)大津町宿泊税検討会について.....	17
1 設置根拠.....	17
2 委員構成.....	17
3 会議の開催状況.....	18

第1 はじめに

1 大津町における新たな行政需要

大津町は、九州の中央に位置する交通結節点として、高い利便性を有していることから、年間 30 万人を超える宿泊客を受け入れており、今後も、熊本市と阿蘇地域との間に位置する宿泊機能を担う拠点として、大津町の重要性は一層大きくなると考えられる。

このような状況の中で、周辺地域を含めた観光・スポーツ・ビジネス等の多様な宿泊・交流需要を取り込むとともに、広域的な観光・交流の結節点としての役割を高めていく必要がある。

さらに、宿泊地として持続的に発展していくためには、宿泊・交流拠点としての魅力化に加えて、来訪者の増加に伴う住民の負担の低減や、宿泊中や立ち寄り時の消費需要を町内経済へ循環させる仕組みづくりにも取り組む必要がある。

以上のような新たな行政需要に対する施策を行っていくために、それらの施策と他の公共サービスの充実を継続的に両立させる「安定的な財源確保」について、検討を行う必要がある。

2 検討委員会の設置

宿泊者受け入れのための施策等に要する財源の確保に関しては、令和6年度に大津町の関係課で組織された宿泊税内部検討委員会において、先行して宿泊税を導入する自治体の事例等を参考に研究が進められ、

- 多くの来訪者から生じる行政需要に対応するため、新たな財源確保は必要であり、持続的な財源として宿泊税の導入が必要であること
- 宿泊税の導入目的の妥当性、使途、課税対象の範囲等も含め、多様な視点で客観的に検証する必要があることから、有識者による外部検討委員会を立ち上げ、更に検討を進めていく必要があること

と整理された。

このことを踏まえ、令和7年6月に大津町宿泊税検討委員会設置条例が公布され、当該条例により、同年8月に大津町宿泊税検討委員会(以下、「本会」という。)が設置されたものである。

3 検討の内容

本会では、新たな財源確保の必要性や地方自治体における財源の比較、宿泊者向け及び宿泊事業者向けアンケートの結果や先行して宿泊税を導入する自治体の事例を踏まえた、宿泊税の使途・制度等を含む、大津町における宿泊税の導入について、宿泊業をはじめとする関係団体や学識経験者等の専門的な見地から、具体的な検討を行った。

第2 大津町の現状

1 大津町の情勢

(1)大津町における社会的変化

大津町は、江戸時代より豊後街道の宿場町として栄え、現在も熊本市と阿蘇地域を結ぶ要衝に位置している。また、阿蘇くまもと空港の至近であり、空港から JR 肥後大津駅までを結ぶ空港ライナーが運行されていることに加え、JR 豊肥本線、国道 57 号・325 号、中九州横断道路など、九州の中央に位置する交通結節点として、高い利便性を有している。

このような立地上の優位性は、観光客にとどまらず、町内や近隣に立地する企業関係者などのビジネスを目的とした平日の宿泊需要を支える要因となっており、ビジネスホテルを中心に、年間 30 万人を超える宿泊客を受け入れている。これは町の人口約 3 万 6 千人と比較して 8 倍以上に相当する規模であり、今後も、新設される宿泊施設を含めて 2,000 室を超える宿泊室数となることを見込まれるなど、宿泊拠点としての機能が一層強化される見込みである。

その上、周辺自治体への TSMC 進出を契機に、熊本県全体として外国人宿泊者が過去最高を記録しており、大津町にもその影響が及んでいる。熊本県が推進する「くまもとサイエンスパーク」においても、大津町は、宿泊施設や商業施設等の所在地として、半導体関連企業やユーザー企業を支える役割が期待されている。

一方で、上記の社会的変化に伴って、来訪者の増加によるオーバーツーリズムを避け、住民と来訪者双方にとって快適な環境を確保していく必要性も生じている。

今後は、熊本県が提唱する「新大空港構想」に基づく阿蘇くまもと空港の機能強化や、空港周辺地域のネットワークの強化に加え、令和 16 年度には空港アクセス鉄道の開業が予定されており、大津町は空港圏の玄関口・通過拠点として、今後ますます多くのビジネス客や観光客が来訪することが見込まれる。

こうした社会的変化を背景に、大津町においては、「宿場町としての魅力を高める施策」や「住民と宿泊者の共生を推進する施策」など、増加する来訪者に対応するための行政需要が今後一層高まることが予想される。

(2)大津町の人口動態

大津町の人口は、1980(昭和 55)年から 2020(令和 2)年の 40 年間にわたり一貫して増加しているものの(国勢調査)、将来的には、2045(令和 27)年に約 41,000 人でピークに達し、その後は減少傾向となると推計される。

また、上記推計の内訳として、0～14 歳、15～64 歳人口は 2030(令和 12)年以降減少傾向が続く一方で、65 歳以上人口は一貫して増加傾向となると考えられ、今後、生産年齢人口の減少も見込まれる。

(3)大津町の財政状況について

大津町では、宿泊地として持続的に発展していくための施策以外にも、町民の生活の維持や住環境向上のため対応が求められる事業や、人口増加に伴い新たに必要となるインフラ整備等の事業を行っていく想定である。

これらの事業と、宿泊地として持続的に発展していくための施策を両立させるためには、特に、宿泊地として持続的に発展していくための施策に係る安定的な財源の確保について、検討を行う必要がある。

2 大津町観光の現状

(1)大津町の観光に係る計画

現行の大津町第6次振興総合計画(基本計画)において、「観光の振興」に関し、大津町が取り組むべき施策の方針として、宿場町であることを活かした観光・交流の促進を行っていくことを規定している。

第6次振興総合計画については、令和7年度末までの計画であるものの、現在までの状況の変化も踏まえ、現在、令和8年度からを期間とする第7次振興総合計画の策定を進めており、「観光の振興」に関しては、大津町の地理的な優位性を活かした「現代の宿場町」づくりや、交流・経済循環の拡大について規定する見込みである。

(2)「現代の宿場町」としての大津町の目指すべき姿

大津町が目指す「現代の宿場町」とは、江戸時代に人と物の往来を支えた宿場町を受け継ぎながら、ビジネス・観光・スポーツなど多様な目的で訪れる人々が、宿泊・食・交流を通じて地域とつながり、町の魅力に触れ、交わることで、新たな価値とにぎわいを生み出す滞在と交流の拠点である。

大津町は、「熊本に泊まるなら大津町」と第一に想起される「現代の宿場町」を確立し、宿泊を中心に据えながら、立ち寄りによる経済循環を重ねる「宿泊・交流の拠点都市」としての地位を築いていくとともに、観光を通じて、地域経済の活性化と、住民の暮らしやすさ・誇りが両立する、持続可能な観光まちづくりを推進していく。

第3 財源の検討

1 財源の比較検討

「現代の宿場町」の確立を目的とした新たな財源の確保について、地方自治体の自主財源としては、税以外に、分担金・負担金、使用料、手数料及び寄附金等が考えられるものの、安定的・継続的な収入の確保が可能であり、対象者の範囲や税率の高低を適切に設定することにより、適切な財源規模を確保することができる「法定外目的税」が、新たな財源として最も適していると考えられる。

また、来訪者に対応する施策の財源として法定外目的税を創設するにあたり、来訪客の天津町における行動のうち、いずれの行動を課税対象とすべきかについては、受益と負担の関係のほか、課税対象の捕捉が容易であるか、課税に係る行政(徴税)コストが過重ではないか、にも留意して、最も合理的な手段を検討した結果、宿泊という行為に着目して課税すること、即ち宿泊税とすることが最も適当であると考えられる。

2 論点の整理

地方自治体が法定外目的税を新設しようとする場合、地方税法第 731 条第 2 項の規定に基づき総務大臣の同意を得なければならないとされている。この場合において、総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合は同法第 733 条の規定に基づき、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除いてこれに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討を行う際には、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成 15 年 11 月 11 日総税企第 179 号総務省自治税務局長通知)の内容を適宜参考とすることとされており、同通知によると、法定外目的税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設にあたって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について(抜粋)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、

その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。

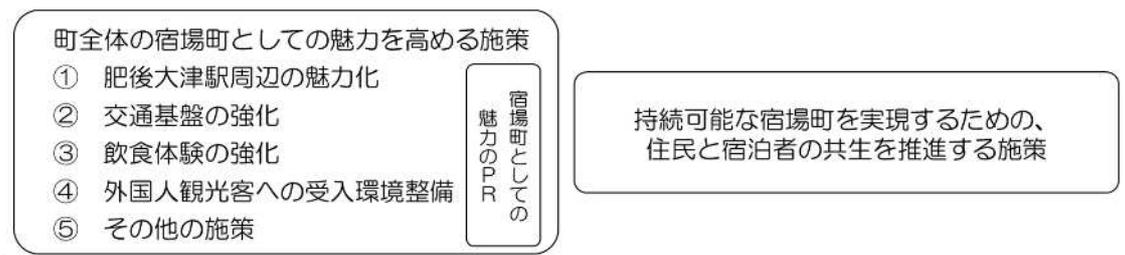
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第 259 条第 2 項、第 669 条第 2 項及び第 731 条第 3 項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成 16 年 5 月 19 日総税企第 73 号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

本会では、以上のことに留意しながら、「宿泊税の用途」及び「課税要件(納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税点、課税免除等)」について検討を行い、その結果を踏まえて、大津町における「宿泊税導入の妥当性」を審議した。

第4 宿泊税の使途について

宿泊税の使途に関する基本的な考え方について、次のとおり整理した。

- (1) 宿泊税は、その使途を明確化し、税負担を求める宿泊者と関係を有する事業に充当することが望ましい。
- (2) 宿泊税の使途については、大津町振興総合計画に定められた「現代の宿場町」の確立に係る施策のうち、負担を求める宿泊者と関係を有する事業について、下記を優先して実施することが望ましい。



両者を連動させながら並行して推進

- (3) 宿泊税の使途については、新規事業及び既存事業の拡充を中心に充当することが望ましい。
- (4) 宿泊税の使途事業の予算化にあたっては、毎年度、あらかじめ外部有識者への意見聴取を行い、その内容を踏まえて行うことが望ましい。
- (5) 宿泊税を財源とする事業については、定量的な指標を用いるなど、事業の効果を十分に検証する方法を取り入れる必要がある。(なお、宿泊税の事業効果の検証は、課税期間(見直し期間)の終期に合わせて行うことが望ましい。)

第5 宿泊税の課税要件等について

宿泊税を課する場合の課税要件等について、次のとおり整理した。

なお、課税要件等の検討にあたっては、「事務負担の軽減」と「制度の簡素化」についての意見が多く聞かれたことから、この点に留意し、導入自治体の事例や宿泊事業者等へのアンケート調査の結果を参考にしながら、宿泊税の課税要件等について基本的な考え方を取りまとめた。

今後、町において詳細な制度設計を行う際は、本答申の内容を踏まえつつ、関係者の意見を丁寧に聴取しながら、適切な制度を作り上げることが期待する。

1 課税客体、課税標準及び納税義務者

東京都を除く全ての導入自治体が、課税の公平性の観点から、「ホテル」「旅館」等のほか「民泊施設」も課税の対象としており、また全ての導入自治体において、課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数(または宿泊料金)を課税標準、その宿泊者を納税義務者としている。(なお、東京都においても「民泊施設」を課税の対象とする見直しを検討している。)

以上のことから、大津町においても「民泊施設」も課税の対象とすることが適当であると考ええる。

【基本的な考え方】

〈課税客体〉

大津町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為

- ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)

〈課税標準〉

上記宿泊施設への宿泊数

〈納税義務者〉

上記宿泊施設への宿泊者

2 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

全ての導入自治体において、宿泊税の徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等としている。宿泊者が個別に宿泊税を申告して納付することは、実務的にも困難であることから、先行事例と同様に、徴収方法を特別徴収、特別徴収義務者を宿泊事業者等とすることが適当であると考ええる。

また、申告期限についても、全ての導入自治体が、毎月末日までに前月分を申告納入すること(一定の要件を満たす場合は3カ月毎の申告納入が可能)としており、先行事例と同様とすることが適当であると考ええる。

【基本的な考え方】

〈特別徴収義務者〉

- ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
- ・宿泊税の徴収について便宜を有する者

〈徴収方法〉

- ・特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、町へ納入する)

〈申告期限〉

- ・毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入
- ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能

なお、宿泊事業者を特別徴収義務者とする場合は、旅行者への説明など、できる限り特別徴収義務者の事務負担の軽減を図るための措置や配慮が必要である。

3 税率(税額)、免税点

税率や免税点については、導入自治体の事例を見ると、それぞれの地域の事情を考慮した制度となっており、自治体によって考え方が異なる(参考資料)。

本会においても、税率の設定方法として「定額制」・「定率制」のメリットとデメリット、定額制とした場合の適切な税率区分の考え方、宿泊者の負担感など、様々な議論があったが、町内には宿泊料金が同程度である施設が多いことを踏まえ、特別徴収義務者となる宿泊事業者の徴収に係る事務負担の軽減と、宿泊者への分かりやすさを重視して、まずはシンプルな制度を検討することが望ましいとの意見が多数を占めた。以上のことから、まずは、免税点は設けず一律定額で導入することが適切であると考えている。

【委員からの意見】

- ・負担軽減が目的であれば、金額は定額の方が良い。
- ・宿泊料金が高額な宿泊施設がほとんど存在しないため、一律 200 円が妥当。
- ・宿泊税の使途事業を実施するため税源は確保しなければならないので、100 円よりは 200 円の方が良いのではないかと。

【基本的な考え方】

〈税率区分の設定〉

- ・税率区分を設けず一律定額とする。

〈税額〉

- ・一律 200 円とする。

〈免税点〉

- ・免税点は設けない。

参考資料

課税団体	京都市	金沢市	俱知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税率	①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円 今後、高価格帯の宿泊料金に対しての宿泊税の改正を予定している。	①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	①宿泊料金の2%	①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円	一律150円	①1万円未満:100円 ②1万円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:500円
~1万円	200円	200円	200円(1万円の場合)	150円	150円	100円
~1.5万円	200円	200円	300円(1万5千円の場合)	150円	150円	200円
~2万円	200円	200円	400円(2万円の場合)	150円	150円	200円
~5万円	500円	500円	1,000円(5万円の場合)	450円	150円	500円
5万円~	1,000円	500円	1,600円(8万円の場合)	450円	150円	500円

4 課税免除

他自治体(長崎市等)の事例を踏まえて、修学旅行生等を課税免除の対象とするか、また長期滞在者や観光目的以外の来訪者を課税免除の対象とするか、について議論となった。

免除を設けることにより対象者の確認作業等で特別徴収義務者の業務が煩雑となる、来訪客に見える形で成果を示すことで納得いただけるのではないかと、この意見があったことから、課税免除は設けないことが適当であるとする。

【委員からの意見】

- ・課税免除によって事務が煩雑となる。
- ・課税免除に関しては設けなくても良いのではないかと。観光施設やスポーツ施設の整備など、来訪客に見える形で成果を示し、活用していることを周知することで、納得いただけるのではないかと。

【基本的な考え方】

- ・課税免除は設けない。

※ 天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認められる場合には、課税免除ではなく、減免を行うことが適当であるとする。

参考資料

団体	京都市	俱知安町	長崎市
課税免除対象者	修学旅行その他学校業に参加する生徒、引率者等	・修学旅行その他学校行事に参加する生徒、引率者等 ・俱知安町内で職場体験を行う生徒等	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者

5 課税期間(見直し期間)

総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」において、「法定外税の課税を行う期間については、(中略)原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされており、導入自治体の事例を参考に、課税期間の検討を行った。

導入自治体によっては、社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案して、条例施行後まずは2～3年で見直しを行い、その後は3～5年毎に見直しを行うこととしている自治体もあるところ、本会においても、導入初期においては制度の不具合を早急に把握して適切に対処する必要があり、かつ、今後も周辺自治体への TSMC 進出に伴う状況の変化が見込まれることから、できるだけ早期に見直しを行う必要があるとの意見が多く見られた。

以上のことから、課税期間について、まずは2～3年とし、その後は3～5年毎に見直すことが適当であると考えます。

【委員からの意見】

- ・熊本市の例を見ると2年毎で見直しを実施し、適時見直しているの、その方法が良いと思う。
- ・宿泊事業者アンケートの意見で宿泊税制度を早期に変更されると徴収に係るシステムを都度変えるなど、不安があるため、年1回程度で外部からの意見徴収の機会があるのならば、3年毎の見直しでもいいのではないか。
- ・さまざまなトラブルが最初は出てくると予想されるため、最初の見直し期間は早い時期がよいのではないか

【基本的な考え方】

- ・初回の見直しは、問題点を早く解決するために、短い期間(2年から3年)で見直しを行い、その後の見直し期間については、3年から5年毎とする。

参考資料

団体名	課税を行う期間(見直しを行う期間)
広島県 札幌市 京都市 等	条例施行後5年
福岡県 福岡市 北九州市 等	条例施行後3年(その後は5年)
岐阜市 長崎市	条例施行後3年
熊本市	条例施行後2年※(その後は5年)

6 特別徴収交付金等

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収に係る事務的負担や経費的負担を課すことになるため、導入自治体においては納期内に納入した宿泊税額に応じて交付金等を支給する制度を設けている。

本会においても、導入自治体の事例と同様の措置を設けることが適当であると考ええる。

また、宿泊税の特別徴収にあたり、宿泊事業者には新たなシステム等の整備費用が発生することから、導入自治体の多くはそのインシャルコストに対して、導入後5年間は交付金を上乗せする措置を取っているところ、長崎市以降の導入自治体において、そのような措置に代えて、システム整備費に対する助成制度を設けている。

本会では、システム整備費への助成制度を設ける方が、宿泊事業者の理解を得やすいとの意見が多数を占めたため、交付金制度とは別途、システム整備費の助成金制度を設けることが適当であると考ええる。

【委員からの意見】

- ・宿泊税導入時のインシャルコストを誰が負担するかは重要で、特別徴収義務者である宿泊事業者に負わせるのは適切ではないと考える。
- ・事業者アンケートからは導入においての必要な金額が分からないとの回答も多いので、宿泊事業者への詳細なヒアリングをお願いしたい。
- ・宿泊事業者の協力を得られる説明と体制整備が必要。

【基本的な考え方】

〈特別徴収交付金制度〉

- ・納期内納入額に対する交付金制度を設ける。

〈システム整備費助成制度〉

- ・特別徴収交付金交付率の上乗せ措置よりも、システム整備費に対する助成制度を設ける。

参考資料

自治体名	熊本県熊本市	北海道札幌市	岐阜県下呂市	宮城県仙台市	岐阜県松江市
補助制度名称	熊本市宿泊税レジシステム等整備費補助金	札幌市宿泊税システム整備費補助金	下呂市宿泊税システム整備費補助金 (令和7年度限り)	仙台市宿泊税レジシステム改修補助金 (令和6年10月4日～令和8年2月27日)	松江市宿泊税レジシステム改修補助金(令和7年6月2日(月)から令和7年12月26日(金)まで)
補助率・限度額	補助対象経費に対し、1施設ごとに以下の条件で交付します。 ①50万円までは全額補助 ②50万円を超える部分は2分の1補助 (※ただし、①、②合わせて補助額100万円を限度とする)	2分の1 宿泊施設ごとに 上限50万円	10分の10	補助対象経費に1施設ごとに以下の条件で交付します。 標準補助上限額 150万円 補助率 10分の10 なお、150万円を超える申請については、事前に整備内容について協議を行った上で、必要と認められる場合にのみ交付します。	補助対象経費の2分の1。 ただし、補助事業者が市内に有する宿泊施設(補助事業に係るものに限る。)の数に25万円を乗じて得た額を上限とする。
補助対象経費	・既存のレジシステムの改修 ・新たなレジシステムの構築 ・ハードウェア及びソフトウェアの購入 ・既存のパンフレット等の修正経費 など	レジシステムの改修及び構築 ソフトウェアの購入 PC、タブレット端末、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入 POSレジ、モバイルPOSレジの導入	宿泊税の導入に伴い発生する既存のシステムの改修又は更新にかかる経費 ※経常的経費、交際費及び飲食費、他の補助金等の交付対象となっている経費は除く。	既存のレジシステムの改修 新たなレジシステムの構築 ハードウェア及びソフトウェアの購入	宿泊税導入に伴い必要となった次に掲げる事務又は事業に係る経費。 既存のレジシステムの改修 新たなレジシステムの構築 ハードウェア及びソフトウェアの購入(メーカー直販又は家電量販店からの購入に限る。)

京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市・北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)	東京都	大阪府
宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金
納期内納入金額の3.0% (令和6年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円	①すべて期限内に完納:納期内完納額の3.0% (令和6年度以降は2.5%) ②期限内に未納の月がある:納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更生:期限内完納額の1.5%	納期内納入額の3.0%(令和7年度以降は2.5%) 【交付上限額】 200万円 ※(令和2年度～令和6年度)期間内にすべて電子申告し、納期限までに納入する:さらに3.5%加算)	納期限内納入額の2.5% 【交付上限額】 50万円	納付された金額の2.5% 【交付上限額】 100万円	①すべて期限内に完納:納期内完納額の3.0% ②期限内に未納の月がある:納期内完納額の2.5% ③加算金を伴う増額更生:期限内完納額の1.5%

7 入湯税

入湯税においては、令和7年11月現在においては、2ホテル事業者が入湯税を納めており、その使途として現在は観光費に活用している。宿泊税の導入において、その使途をはっきり分ける必要があると考える。

本会では入湯税と宿泊税は課税客体が異なる点、入湯税を活用した事業への財政的な影響も考慮すべき点、福岡市以外の導入自治体においては、入湯行為は住民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切という考え方から、入湯税の改正は行っていない点などを考慮し、宿泊税の導入に合わせて入湯税の制度改正は行わないことが適当と考える。

【委員からの意見】

- ・宿泊税の導入により、入湯税の使途の見直しや検討は改めて必要。

【基本的な考え方】

- ・宿泊税の導入に合わせて入湯税の改正は行わない。

参考資料

事例	市町村						
	大津町	熊本市	京都市 (京都府)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)
入湯税制度	1人1日につき 150円	1人1日につき 150円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …70円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …50円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …30円
宿泊税導入に伴う改正	-	改正していない	改正していない	改正していない	改正 導入前は1人1泊につき 150円	改正していない	改正していない

8 課税要件等についての基本的な考え方(一覧)

項目	課税要件等の基本的な考え方
課税客体 (納税義務者)	<ul style="list-style-type: none"> ・課税客体: 大津町に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・課税標準: 宿泊施設への宿泊数 ・納税義務者: 宿泊施設への宿泊者
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収方法: 特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、町へ納入する。) ・特別徴収義務者: 宿泊事業者等
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月末日までに前月の初日から末日までの間の納入 ※ 一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能
税率 (税額)	<ul style="list-style-type: none"> ・税率区分: 税率区分は設けず一律定額とし、その後の検証によって必要な見直しを行う。 ・税額: 導入自治体の事例とアンケート調査の結果を参考に、財源を活用して実施する事業の規模も考慮しながら、適当な額を検討する。
免税点	<ul style="list-style-type: none"> ・免税点は設けない。
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・課税免除は設けない。 ※ 天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とする認められる場合には、課税免除ではなく、減免を行うことが適当であると考えます。
課税期間 (見直し期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・初回は早い時期(2~3年後)に制度の見直しを実施し、その後は3~5年ごとに見直す。
特別徴収交付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収交付金制度: 納期内納入額に対する交付措置を設ける。 ・システム整備費助成制度: 特別徴収交付金交付率の上乗せ制度よりも、システム整備費に対する助成制度を設ける。
入湯税	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯税の改正は行わない。

第6 まとめ

本会では、財源確保の必要性や地方自治体における自主財源の比較、旅行者・宿泊事業者へのアンケート結果や導入自治体の事例を踏まえた宿泊税の使途・制度等について、多様な視点から検討を行ってきた。これまでの審議内容を踏まえ、検討委員会としてとりまとめた答申については以下のとおりである。

- 1 将来にわたって大津町を「現代の宿場町」として確立していくための財源として、宿泊税の導入は適当である。
- 2 検討委員会で議論した様々な課題について、引き続き整理し、十分に検討しながら、拙速な導入とならないように対応していくことが必要である。
- 3 特に、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる旅行者の理解を得ることが重要であり、以下の取組等について実施することが必要である。
 - ・宿泊事業者等への宿泊税導入の目的、使途及び制度の丁寧な説明や意見聴取
 - ・宿泊事業者のシステム整備等の事前準備や旅行者への周知に必要な期間の確保
 - ・多言語のリーフレットや表示板等による周知広報
- 4 宿泊税を財源とする事業については、事業の効果を十分に検証し、施策の効果の最大化を図ることが必要である。
- 5 状況の変化に対応するため、課税の期間の終期に合わせて、外部有識者による定期的な見直しの仕組みを設けることが必要である。
- 6 熊本県とは引き続き十分に連携、協議しながら、丁寧に検討を進めていくことが必要である。

今後、大津町に宿泊税が導入されることとなれば、宿泊地としての町の魅力の向上につながり、来訪客の満足度を高めるとともに、町民生活の向上や地域経済の活性化にも寄与することが見込まれる。引き続き、事例を踏まえた調査研究や関係者への丁寧な意見聴取など、十分な検討を重ねた上で、拙速な導入とならないよう対応していくことが重要である。

施策展開の前後における十分な確認、検証による宿泊税を財源とする施策の効果の最大化を図りながら、大津町を「現代の宿場町」として確立していくことを期待する。

最後に、アンケートにご協力いただいた旅行者及び宿泊事業者をはじめ、検討にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げます。

第7 (参考)大津町宿泊税検討会について

1 設置根拠

大津町宿泊税検討委員会設置条例

2 委員構成

所 属	役 職	氏 名	備 考
熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科	准教授	いでら みほ 井寺 美穂	
東海大学 文理融合学部 地域 社会学科	客員教授	こばやし ひろこ 小林 寛子	委員長
大津町企業連絡協議会	会長	まつしま よしひろ 松島 嘉浩	
肥後おおづ観光協会	理事長	やました かずたか 山下 和貴	
肥後おおづスポーツ文化コミッ ション	副会長	さいとう ようこ 斎藤 陽子	
大津町商工会	会長	まつなが ゆきひさ 松永 幸久	副委員長
大津菊陽益城ホテル連絡協議会	代表	おがた しゅういち 緒方 正一	

※敬称略・順不同。会長及び副会長は委員の互選により選任。

3 会議の開催状況

開催回	開催日	議事
第1回	令和7年8月21日(木)	・財源確保の必要性について ・財源の検討について ・アンケートについて
第2回	令和7年9月11日(木)	・財源の検討について ・宿泊税の制度について ・宿泊税の使途(素案)について ・今後のスケジュール等について
第3回	令和7年10月21日(火)	・第2回大津町宿泊税検討委員会で出された課題の整理 ・使途について
第4回	令和7年11月25日(火)	・宿泊税の使途について ・宿泊税の制度について
第5回	令和7年12月23日(火)	・答申について